

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの  
実用化に向けたマッチング支援業務」に係る公募要領

(2020年6月17日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
イノベーション推進部

## 目次

	頁
1. 件名	1
2. 業務概要	1
3. 応募要件	3
4. 提出期限及び提出先	4
5. 公募説明会の開催	4
6. 委託先の選定	5
7. 留意事項	5
8. 問い合わせ先	1 1
9. NEDO事業に関する業務改善アンケート	1 1
10. その他	1 1

### 【関連資料】

別添1. 基本計画 (PDF)

別添2. 2020年度実施方針 (PDF)

別添3. 仕様書 (PDF)

様式1. 提案書 (WORD)

添付資料1. 提案時提出書類の確認 (チェックリスト) (WORD)

添付資料2. 提出書類受理票 (WORD)

添付資料3. 利害関係の確認について (WORD)

添付資料4. 再委託理由及びその業務内容 (WORD)

添付資料5. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について (WORD)

参考資料1. 提案書類作成要領 (PDF)

参考資料2. 契約に係る情報の公表について (PDF)

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた  
マッチング支援業務」に係る公募について  
(2020年6月17日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、  
下記業務の実施者を一般に広く募集いたします。本業務への応募を希望される方は、本公募  
要領に従いご応募ください。

## 1. 件名

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた  
マッチング支援業務」

## 2. 業務概要

### 2-1. 業務の目的・内容

「官民による若手研究者発掘支援事業」(別添1「基本計画」、別添2「2020年度実施方針」参照)では、実用化に向けた目的指向型の創造的な基礎又は応用研究<sup>1</sup>を行う大学等<sup>2</sup>に所属する若手研究者<sup>3</sup>を発掘し、若手研究者と企業との共同研究等<sup>4</sup>の形成を促進する等の支援をすることにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国における新産業の創出に貢献することを目的として、産業技術分野及びエネルギー・環境分野の研究開発を行います。

本業務では、「官民による若手研究者発掘支援事業」におけるマッチングサポートフェーズ(以下「マッチングサポートフェーズ」という。)において研究開発提案<sup>5</sup>を行った若手研究者に対して、企業との共同研究等を形成するためのマッチング支援を実施します。

- 
- 1 実用化に向けた目的指向型の創造的な基礎又は応用研究:創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの
  - 2 大学等 : 国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関
  - 3 若手研究者: 事業の開始年度の4月1日時点において、博士後期課程を修了、又は大学等の博士後期課程に在籍している者で、かつ45歳未満の研究者
  - 4 共同研究等: 日本国内に登録されている企業(その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの)と、実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、博士後期課程を対象とした研究インターンシップ等を行うもの
  - 5 研究開発提案: 研究開発の内容(技術シーズ)、目的、目標、計画等を記載した提案書を、NEDOに対して提出するもの

具体的には、マッチングイベント等（共同研究等の形成に向けた研修・講習会等含む）の開催、伴走型のフォローアップ（企業との連携推進、共同研究等に向けた助言・提言）等を予定しています。

これらの業務については、全国を6ブロックに分け、各地域ブロックにおいて実施することとしますが、若手研究者と企業とのマッチングは同じ地域ブロック内のみに留まらず、ブロック間の垣根を越えたマッチングを目指します。

なお、業務の実施にあっては、オープンイノベーションの創出・加速が期待される新しいマッチング手法を多面的に検討し、効果的に取り組むこととします。さらに、適宜NEDOと協議の上進めることとします。

### （1）実施項目

以下の①～③の業務を行います。詳細は別添3「仕様書」をご参照ください。

#### ① イベント業務

- a. 企業からの実用化検討書<sup>6</sup>収集のためのイベントの開催
- b. マッチングイベントの開催
- c. イベントを活用した情報収集・情報発信

#### ② マッチング支援業務

- a. 企業への技術シーズの周知
- b. 企業の関心事項・要望等<sup>7</sup>の取りまとめ
- c. 実用化検討書を提出した企業との連絡調整業務
- d. 伴走型の若手研究者フォローアップ支援

#### ③ その他

- a. 各種情報の整備
- b. 集合研修等の開催
- c. 人材の確保・配置
- d. NEDOが実施する会議等への参加

---

<sup>6</sup> 実用化検討書：本業務に採択された事業者により周知された若手研究者が有する技術シーズに対して、研究開発成果の実用化を検討する企業から、関心のある点や想定する応用先、今後若手研究者から提供して欲しい情報等を募るもの  
マッチングサポートフェーズにおいて助成の対象とされた若手研究者は、実用化検討書の内容を踏まえ、提案した研究開発の内容・出口イメージ等を見直し、NEDOに対して「助成金交付申請書」を提出する

<sup>7</sup> 関心事項・要望等：マッチングイベントや技術シーズを掲載したウェブサイトを活用し、若手研究者が有する技術シーズに対して関心のある点、研究開発の進め方等に関する要望等を企業から募るもの

## (2) 報告書の取りまとめ

### 2-2. 実施期間

NEDOが指定する日から2021年9月30日

### 2-3. 予算規模

200百万円を上限とする（各地域ブロックで開催するイベント等に係る費用を含む）。

なお、ウェブサイト（技術シーズリスト、産学連携相談窓口）の作成に係る費用は含むが、ウェブサイトの管理はNEDOにて行うため、管理費は含まない。

また、助成事業者及びマッチング支援候補者のマッチングイベント等（共同研究等の形成に向けた研修・講習会等含む）への参加に係る旅費（マッチングイベント：120人・回×1万円+研修・講習会等：120人・回×1万円=2.4百万円程度の実費相当額）も必要概算経費に積算すること。

## 3. 応募要件

応募の対象は、下記のaからhまでの全ての要件を満たすことのできる、単独ないし複数（連名）で受託を希望する企業等とします。なお、応募にあつては、全体（全国）提案のみを対象とします。各地域ブロック単位での部分提案は認められません。

- a. 複数（連名）で提案する場合、当該応募要件を満たすことのできる体制を構築すること（再委託、外注を含む）。
- b. 全国の各地域ブロックに所在する大学等、企業の情報に精通していること。また、大学等及び企業の産学連携部門等と連携できること。
- c. これまでに大学等、企業のマッチング支援等を行った実績があること。
- d. マッチング支援を実施する複数の機関を本業務の実施体制に加えるなどにより、多様な技術シーズ及び企業ニーズにも対応する効率的なマッチング手法を検討し、実践するための工夫を行うこと。
- e. 当該業務の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- f. 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- g. NEDOが業務を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- h. 個人情報を提供するにあつては、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関する社内規程等が整備されていること。

#### 4. 提出期限及び提出先

##### 4-1. 提出期限

公募期間：2020年6月17日（水）～2020年7月17日（金）

提出期限：2020年7月17日（金）12時必着で郵送

応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトにてお知らせします。

##### 4-2. 提出先

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部

「官民による若手研究者発掘支援事業における研究開発テーマの実用化に向けた  
マッチング支援業務」担当 宛

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎セントラルタワー20階

持参の場合は、16階「総合案内」で受付を行い、受付の指示に従ってください。

##### 4-3. 提出方法

a. 応募を希望される方は、参考資料1「提案書類作成要領」に従って提案書類を作成し、本公募要領「4. 提出期限及び提出先」に基づいてご提出ください。なお、FAX及びE-mailでの提案書類の提出は受け付けられません。

b. 次の公募関連資料がダウンロードできますので、ご参照ください。

- ・基本計画（PDF）
- ・2020年度実施方針（PDF）
- ・仕様書（PDF）
- ・調査委託契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、「調査委託契約標準契約書」を指します。）

《<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>》

#### 5. 公募説明会の開催

説明会は現時点で開催する予定はございません。当該業務の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等のお問い合わせは、本公募要領「8. 問い合わせ先」に記載の連絡先までご連絡ください。併せて、公募説明資料（参考資料3）を掲載するのでご参照ください。

なお、説明会を開催する場合にはNEDOウェブサイトに掲載しますので、ご確認ください。

## 6. 委託先の選定

### 6-1. 審査

下記の審査基準に基づき、提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### 6-2. 審査基準

- a. 業務の目標がNEDOの意図と合致していること。
- b. 提案する方式・方法等に工夫があり優れていること。
- c. 業務を実施するにあたっての課題とその解決に向けた取り組み内容が明確であること。
- d. 当該業務に関連する実績を有すること。
- e. 業務の実施計画（実施体制、人員等を含む）が適切であること。
- f. 業務の経済性が優れていること。
- g. 経営基盤が確立していること。
- h. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

### ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第20条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業) に対しては加点評価されることとなります。

### 6-3. 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した提案（実施者名、業務概要等）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした提案については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 附帯条件

採択にあたって条件（他の機関と共同で実施すること等）を付す場合があります。

## 7. 留意事項

### 7-1. 提案に関する注意

- ① 連名で提案を行う場合（委託予定先となる機関が複数ある場合）は、その全機関が連

名にて申請してください（提案者が複数である場合であり、再委託先、外注先のことではありません）。

- ② 連名で提案する場合は、連名して提案する機関の中からNEDOからの連絡窓口となる代表機関（応募連絡先の機関）を定め、様式1「提案書」に代表機関の応募連絡先が分かるように記載してください。
- ③ 本業務の一部を再委託する場合は、再委託の額の制限等、調査委託契約約款に記載の関連する条項を遵守する必要があります（再委託の額は、NEDOと委託先との契約金額の50%未満です）。
- ④ 委託先の選定に係る審査は、本公募要領「6-2. 審査基準」に基づき、受理した提案書類を審査しますが、必要に応じてヒアリングや追加資料の提出等を求める場合があります。

その他提案書類の作成については、参考資料1「提案書類作成要領」を参照して作成してください。

#### 7-2. 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用させていただくことが必須になります。

利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100897861.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

#### 【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

#### 7-3. 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

#### 7-4. 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指



名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本業務の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本業務及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本業務において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本業務の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制

の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### 7-5. 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本業務の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本業務及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

##### a. 本業務において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記iiiにより一

定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本業務への参加が制限されることがあります。

なお、本業務の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : [helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト : 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

《[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)へリンク》

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

7-6. 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、参考資料2「契約に係る情報の公表について」のとおり、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがございます。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承願います。

#### 7-7. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- c. 本業務を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本業務により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本業務を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <http://www.cistec.or.jp/>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

[https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 8. 問い合わせ先

当該業務の内容及び契約に関するお問い合わせは、下記宛てにFAX又はE-mailにて受け付けます。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

イノベーション推進部 赤木、山崎

FAX : 044-520-5177

E-mail : [wakate-2@nedo.go.jp](mailto:wakate-2@nedo.go.jp)

## 9. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」にて、ご意見お寄せいただければ幸いです。

《[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyuu.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html)》

なお、内容については、本業務に限りません。

## 10. その他

NEDO公式ツイッター ([https://twitter.com/nedo\\_info](https://twitter.com/nedo_info)) において、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報を発信しています。当該公募に係る追加情報を発信する可能性がありますので、ぜひフォローいただき、ご活用ください。